

年 月 日

## 収集・運搬禁止警告書

様

厚木市長

厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第24条第1項の規定に違反した行為を確認しました。ついては、今後、同様の行為を行わないようにここに警告します。

なお、同様の行為を再度行った場合は、同条第2項の規定により、資源物の収集又は運搬の行為の禁止を命ずることがあります。この命令に違反した場合には、同条例第38条の規定により、20万円以下の罰金が科せられます。

1	日 時	年 月 日 時 分頃
2	場 所	厚木市
3	違 反 行 為	1 市長が指定した資源物を上記場所から収集又は運搬した。 2 収集又は運搬した資源物（ ）
4	収 集 又 は 運 搬 の 方 法	1 自動車（車両番号 — ） 2 自転車 3 その他
5	理 由	
6	備 考	ごみ集積所 NO. —